

きよせ

電話番号 042-492-5111 (市役所代表)

※市役所にお電話をいただく場合には、市外局番(042)からおかけくださいようお願いいたします。

ファクス 042-492-2415

電子メール kouhou@city.kiyose.lg.jp

ホームページ http://www.city.kiyose.lg.jp/

携帯サイト http://www.city.kiyose.lg.jp/m/index.htm

携帯電話用QRコード



市・都民税の申告の時期です

申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)

市・都民税の申告は市役所で受け付けますので、以下の①～④をご覧の上、申告の準備をお進めください。所得税の確定申告などは、東村山税務署で受け付けます。

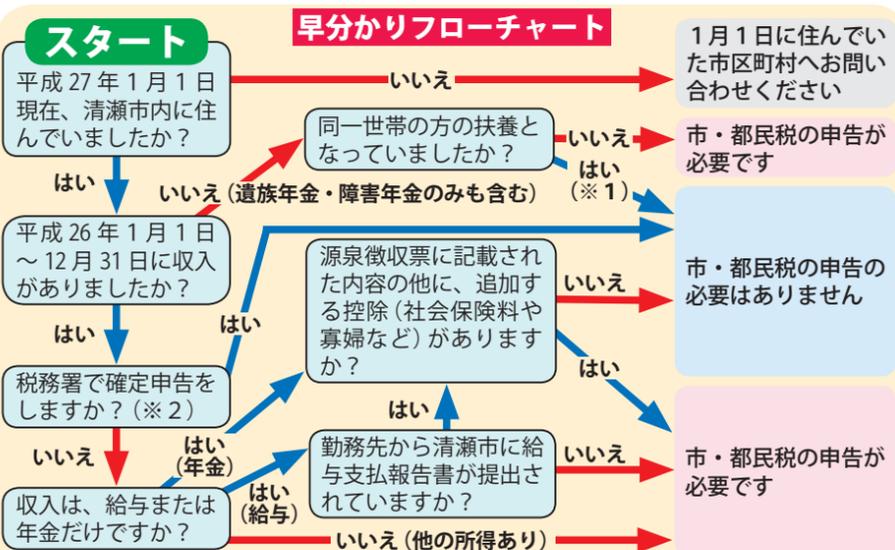
なお、申告期間中に限り、簡易な確定申告を市役所で受け付けますが、窓口に関りがあるため、お待ちいただくことがあります。

問合せ 課税課市民税係 ☎ 497・2040

①申告が必要か確認してみましょう!



フローチャート(下図)で確認しましょう。所得がなくとも、申告が必要な場合があります。年金収入が400万円以下で「確定申告不要制度」に該当する方も、フローチャートで「市・都民税の申告が必要か」を確認してください。



③何を持っていけばいいの?

以下のA～Dをご持参ください。収入がなかった方はA～Bのみで結構です。なお、申告書は郵送でも提出できます。



■申告書郵送方法

必要書類を同封し、清瀬市課税課へ郵送してください。控えの返送をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒も同封してください。

A市・都民税申告書



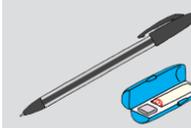
申告書は、昨年市・都民税の申告をした方などに1月下旬に郵送します。必要事項を記入し、持参(郵送)してください。申告書が送付されない方には、市役所で配布します。(市ホームページからもダウンロード可)

C給与・年金の平成26年分源泉徴収票



支払者から1月末までに渡されます(年金の場合は郵送されます。年金振込通知書とは異なりますので、ご注意ください)。なお、一度お預かりしたら、原則返却できません。

B印鑑・筆記用具

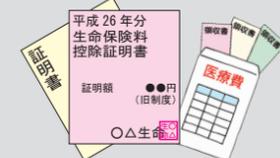


ボールペンなどの筆記用具をご用意ください。なお、印鑑は認め印でも可能です。

D控除額証明書

平成26年中に支払った社会保険料・生命保険料の証明書や領収書(源泉徴収票に記載があれば不要)、医療費の領収書(合計を計算し、封筒に封入)、障害者手帳などをご用意ください。

①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料の支払金額が分からない場合、①②は保険年金課、③は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。



④平成27年度から適用される個人住民税の税制改正

◆住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の延長(居住年平成26年～29年)

居住年の適用期間が、「平成25年12月31日まで」から「平成29年12月31日まで」の4年間延長されます。

◆住宅ローン控除の控除限度額の拡充(居住年平成26年4月1日～29年12月31日)

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除について、個人住民税の控除限度額が「所得税の課税総所得金額等の7割(控除適用上限額136,500円)」に引き上げられました。

◆上場株式等の配当・譲渡所得等に係る20%本則税率の適用

上場株式などの配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降、本則税率の20%(所得税15%・住民税5%)が適用されます。

②いつ、どこで受け付けているの?

申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)です(土・日曜日を除く)。なお、下表の「★」の場所では、申告開始日より前に受け付けを行います。早期受付の2日目の午後、比較的空いているのでお勧めです。



市・都民税申告の受付場所と日程

場所(★は早期受付)	期間	受付時間
★松山地域市民センター	2月4日(水)・5日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時30分
★竹丘地域市民センター	2月6日(金)・13日(金)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分
★野塩地域市民センター	2月2日(月)・3日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時30分
★アミューホール(無料申告相談と同会場)	2月9日(月)・10日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時30分
★生涯学習センター	2月12日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時30分
市役所	2月16日(月)～3月16日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時30分

東村山税務署からのお知らせ

◆税理士会による無料申告相談

小規模納税者の所得税・消費税や年金受給者・給与所得者の所得税の申告など、税理士が相談に応じます。

日時 2月9日(月)・10日(火)午前9時30分～11時30分・午後1時30分～3時30分

場所 アミューホール

持ち物 申告に必要な添付資料(源泉徴収票など)・筆記用具・電卓・印鑑・あれば前年提出した確定申告書の控え

◆e-Tax初心者講習会

パソコンを使用した確定申告書の作成や電子送信の方

法について説明します。

対象 市内在住の方

日時 ①1月28日(水)②30日(金)、いずれも午後1時15分～2時45分または午後3時15分～4時45分

場所 ①生涯学習センター②下宿地域市民センター

持ち物(確定申告書を作成する方のみ) 確定申告に必要な添付書類(源泉徴収票など)・筆記用具・電卓・印鑑・前年提出した確定申告書の控え・電子証明書付きの住民基本台帳カード(電子送信する場合)

※いずれも直接会場へ。譲渡所得や贈与税の申告、内容が複雑な相談などは、税務署へお越しください。

問合せ いずれも東村山税務署 ☎ 042・394・6811